

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県統計調査条例		
条例番号	平成20年神奈川県条例第54号	法規集	第1編第1章第2節
所管室課	統計センター		
条例の概要	県統計調査の実施や結果の利用に当たり、報告義務、統計調査員等による立入検査、結果の公表、調査票情報の二次利用など、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、県統計調査の実施、県民等の報告義務、結果の利用、神奈川県統計報告調整審議会(以下「審議会」という。)への諮問等を定めており、的確、公正な統計調査の実施のために重要な役割を果たしていることから、現在でも必要な条例である。	県統計調査実施件数 25年度 58件 24年度 54件 23年度 56件 (延べ件数)
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	県統計調査の適切な実施を図るため、審議会へ諮問することを定めた本条例は、統計の真实性を確保し、調査の重複の防止や報告者の回答負担の軽減に寄与しており、有効である。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	統計の真实性・正確性を確保するため、審議会へ諮問することや結果の速やかな公表など、必要最小限度の規定となっており、効率的な内容といえる。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県統計調査を実施することにより、県内の状況等を正確に把握し、調査結果を適切な方法で速やかに公表することは、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民に積極的に提供するという神奈川県自治基本条例に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	県民に報告義務や罰則を課す規定を有するが、統計法と同様の手法を採用しており、規定の内容が十分に明確で、規制の強度も比例原則に照らして適切であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	理 由 等	現行条例の運用上の課題は見受けられないため。